

鳥取県読書バリアフリー計画の改訂について

令和7年8月27日

- ① 5月30日の会議でいただいた御意見を受けて、計画の基本的考え方・構成を改めて検討し会議で示した案を変更しました。
- ② 変更の内容を以下に記載しておりますので御確認ください。(いただいた御意見はほぼ反映できたと考えております)
- ③ なお、皆様の御意見と変更の内容について、教育委員会、県福祉保健部と協議したところ、意見とその変更内容とも妥当なものであり、変更した内容に沿って進めるのが適当という結果でした。
- ④ 今回、書面開催する協議会では、変更の内容について御確認のうえ、回答様式により御回答ください。

皆様からいただいた御意見などを踏まえて、今後の改訂方針を改めて整理し直しました。
(意見の番号は事務局が便宜的に付与したものです)

1 計画の対象・方向性について

- [意見1] 読書バリアフリー法の「視覚障害者等」の「等」が明確でなく、対象をどう整理するのか。特に高齢化率が4割を超える本県では、高齢者についての検討も必要。
- [対 応] 視覚障がい者等の“等”について、高齢者や発達障がい児などの読書に困難を感じている誰もが対象であることを明記する。
- [意見2] 障がいや困り感ごとに対応する「バリアフリー」の考え方でよいのか。
- [対 応] 従来の「困難へ対応する読書バリアフリー」から「誰もが楽しめる読書のユニバーサルデザイン化」を方針として、計画の改訂を進める。

2 一層の普及・啓発について

- [意見3] 必要な者にアクセシブルな書籍・サービスの情報が十分には届いていない。(高齢者、肢体不自由の方、読むことが苦手な児童生徒 など)
- [対 応] 関係機関の連絡会実施、広報資料の作成・配布や体験会の実施等、市町村、医療、福祉関係機関等との連携による普及啓発を計画の柱に位置付ける。
- [意見4] 障がい等の当事者以外に、広く一般に読書バリアフリー・多様な読書のあり方について啓発すべき。
- [対 応] アクセシブルな書籍の使用体験会の実施等、対象を広くして行い、特に若年層への普及・啓発に努めることを計画に位置付ける。

3 環境整備について

- [意見5] 先ず、アクセシブルな図書の収集が必要である。
- [対 応] 電子書籍・オーディオブックの購入比率増や、出版社と連携した電子版郷土資料の収集などの方法でアクセシブルな書籍を増やすことを計画に明記する。
- [意見6] 高齢化によりボランティアの確保が今後さらに難しくなることが予想されることから、アクセシブルな書籍の収集は購入・有償での音訳・点訳等の製作や、AIを活用した録音図書の製作等について検討すべき。
- [対 応] ボランティアだけに頼るのではなく、新しい技術や有償による製作等多様な方法を導入していくことや、学生ボランティア等新たな人材の確保に努めることを計画に加える。
- [意見7] 医療・福祉・学校教育等と連携し、市町村立図書館など身近なところで関連サービスを利用できることが必要。
- [対 応] 関係機関の連絡会実施、広報資料の作成・配布、体験会の実施などの対応を明記する。
- [意見8] 電子書籍等の使用のためのICT機器操作の支援の充実が求められる。
- [対 応] 点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報・使用の支

援や、障がいの特性に応じた端末機器等の給付について計画に明記する。

4 アクセシブルな書籍の製作支援、製作人材の育成をはじめとした人材確保について

[意見 9] 製作に携わる人材の高齢化などを踏まえ、人材育成・製作のノウハウ共有などが必要。

[対 応] (再掲) 新しい技術や有償による製作等多様な方法を導入していくことや、学生ボランティア等新たな人材の確保に努めることを計画に加える。

[意見 10] 若い世代にボランティアや読書バリアフリーに関わる体験の機会を提供し、多様な読書のあり方の理解と人材確保を進めることが必要である。

[対 応] アクセシブルな書籍の使用体験会の実施等、特に若年層への普及・啓発を行う等、情報発信、環境整備の充実を図り、広く県民に周知する取組について計画に加える。

[参考] 今後の改訂スケジュール（予定スケジュールに変更はありません）

- ・令和 7 年 8 月、10 月…第 2 回、第 3 回協議会の開催
- ・令和 7 年 12 月…パブリックコメントの実施
- ・令和 8 年 2 月…第 4 回協議会の開催
- ・令和 8 年 3 月…知事、教育長決裁後、第 2 期計画の発表